

## —内容構成(抜粋)—

### 第1編 総論

- 計量法のあらまし
- 計量法の施行機関
- 計量法上の取引・証明にはどのような行為が該当するのか
- 計量法によって規制を受ける計量器、受けない計量器
- 軽微な修理、簡易修理、修理及び改造の判断のしかた
- 諸外国の計量制度との比較
- 認定の経済効果はどのくらいか
- 計量行政審議会答申と指定検定機関の政令改正について
- 自動はかりの特定計量器への指定

### 第2編 計量単位に関するQ&A

- 法定計量単位以外の計量単位(非法定計量単位)の使用
- 計量単位記号の正式な表記のしかた
- g, l, cc等の記号の使用
- ポンドからキログラムへの換算方法
- 放射能・放射線の単位

### 第3編 適正な計量の実施に関するQ&A

- 第1章 商品量目・特定商品
  - 「特定商品」にはどのようなものが定められているか
  - 「特定商品の販売の事業を行う者」とは
  - 計量法10条の正確計量義務と量目超過
  - 密封とはどのような形態なのか
  - 特定商品と非特定商品で構成されている商品の取扱い
  - 冷凍食品の定義と量目検査における計量方法
  - 難水性のある商品の取扱い
  - 特定商品の範囲「加工品」とは
  - 特定商品の分類「個別包装の大根漬物」
  - 特定商品の分類「塩こしょう」、「七味唐辛子」
  - 密封したアイスクリーム類の内容量表記義務
  - 特定商品の分類「かまぼこ」
  - 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤等の商品の範囲・定義
  - 固形石鹸(台所用、化粧用)の内容量表示
  - 医薬品等の内容量表示について
- 第2章 計量器の使用・管理等
  - 計量法16条の「使用の制限」に抵触する事例
  - 特定計量器の使用方法等に制限はあるか
  - 実用基準分銅の検査体制、質量標準管理マニュアル
  - 事業者団体と質量標準管理マニュアル
  - 質量に関する計量管理
  - ラスコ等の体積計の精度確認や自主点検の方法

### 第4編 検定・検査に関するQ&A

- 第1章 型式承認
  - 型式承認制度は全ての特定計量器に行われているのか
  - 型式承認を得るための検査の主体と概要
  - 型式承認を受けずに検定を受検することはできるか
  - 型式承認で同一型式に属する修理とは
- 第2章 検定
  - 検定に合格した計量器の証明書を発行することはできるか
  - 検定に使用する基準器の所有者は問われるか
  - 修理済表示はどのような場合に付すのか(水道メーター)
  - 水道メーターについての特定計量器検定検査規則のJIS化に関する主な改正点について(はかり関係)
  - 自動はかりと非自動はかりの判断基準
  - 質量計の検定・検査に用いる基準分銅
  - 質量計の自己補正機構(重力加速度の補正機能)
  - 多目量はかりの取扱い
  - 型式承認をした質量計の封印の方法(圧力関係)
  - 労働安全衛生施設設備に使用される圧力計の取扱い
  - 圧力計・連成計の取扱い(燃料油関係)
  - 燃料油メーターの種類
  - 自動車等給油メーターに関する自主点検結果による修理義務の免除
  - システム化された計量器の取扱い
  - 温度換算装置付燃料油メーターの検定方法(その他)
  - 酒精度浮ひょうについての特定計量器検定検査規則のJIS化に関する主な改正点について
- 第3章 変成器付電気計器検査
  - 変成器と計器との組合せ
  - 変成器の有効期間は
  - 運搬が困難な変成器の出張検査
  - 実際の電力量の求め方
  - スマートメーター(スマートグリッド)
- 第4章 装置検査
  - タクシーメーターについての検定・検査はどのように行っているのか
  - 装置検査において検定証印を付する部分とは
- 第5章 定期検査
  - 定期検査の制度と具体的な実施方法
  - はかりの定期検査のフローチャート
  - 定期検査と検定の違い
  - 所在場所定期検査の申請が必要な場合
  - 定期検査に車両等を分銅の代わりにして使用する場合
  - 食料品のピン詰め工程で最終チェックに使用するはかりは定期検査が必要か
  - 宅配運送事業者が「取次店」に貸与するはかりの定期検査は
  - 型式承認表示が付された電気式はかりで高精度のもの使用中検査
  - 計量士による代検査の実施時期、代検査の期間
- 第6章 計量証明検査
  - 検定と計量証明検査の違い
  - 計量証明検査を行う必要のある特定計量器
  - 有効期間のある特定計量器の検定の周期と計量証明検査周期

- 第7章 基準器検査
  - 検定・検査に使用する基準器はどのように規定されているのか
  - 届出製造事業者、届出修理事業者となる際の基準器に係る必要書類提出の方法と基準器検査との関係
  - 代理人による基準器検査の申請
  - 基準分銅の基準器検査方法
  - 質量基準器の使用基準
  - 基準タンク(燃料油メーター)の基準器検査の方法
  - 基準器検査成績書に記載された器差の補正方法
- 第8章 立入検査
  - 指定製造事業者に対する立入検査の実施
  - 届出製造事業者、届出修理事業者及び適正計量管理事業所への立入検査
  - 立入検査結果と計量法10条との関係
  - 子メーターと言われる私設メーターの取扱い
  - 立入検査における平均値手法とは

- 第9章 修理事業
  - 特定計量器の修理の事業を行う場合の届出方法
  - 届出修理事業者の工場の移転等により届出事項に変更があった場合の手続
- 第10章 販売事業
  - 特定計量器を販売するときの手続
  - 輸入した家庭用特定計量器を国内で販売するのに必要な手続
- 第11章 特殊容器製造事業
  - 特殊容器製造事業を行う場合の手続
  - 特殊容器製造事業の申請をしたときの内容に変更が起きたときの手続
- 第12章 指定製造事業者
  - 指定製造事業者になる方法
  - 品質管理の方法の検査とは
  - 品質管理の上での「経営者」、「品質管理推進責任者」とは
  - 指定製造事業者の体制は
  - OEM(相手先商品製品)供給を受けて他社の製品名で製造することは可能か
- 第13章 指定定期検査機関・指定計量証明検査機関・指定検定機関・特定計量証明認定機関
  - 指定定期検査機関の指定の基準
  - 指定計量証明検査機関の指定を受ける方法
  - 指定検定機関の指定を受ける方法
  - 指定検定機関の指定の基準
  - 指定の内容に変更があった場合の手続
- 第14章 計量士
  - 計量士になるための方法は
  - 計量士の種類と業務内容
  - 代検査を実施した際の手続と届出方法
  - 計量士が代検査に使用する基準器の所有
  - 計量士が検査を行った計量器に貼付するシール
- 第15章 計量証明事業
  - 一般計量証明事業者になる方法
  - 環境計量証明事業者になる方法
  - 特定計量証明事業とは
  - 計量証明事業規程の作成方法
  - 計量証明に直尺等を使用することができか
  - 自動車排ガス中の大気汚染物質濃度測定は計量証明事業の登録が必要か
- 第16章 適正計量管理事業所
  - 適正計量管理事業所になる方法
  - 適正計量管理事業所の申請の際に記載する特定計量器
- 第17章 計量教習(旧計量教習所)
  - 計量教習とは
  - 計量教習の内容は
  - 計量教習の受講資格は
- 第18章 その他
  - 事業者に求められる報告とは

### 第5編 基準・認証に関するQ&A

- 第1章 基準認証制度とJCSS制度
  - 基準認証制度とは
  - JCSS制度とは
  - JCSSの活用事例
- 第2章 計量標準の供給
  - 計量標準とは
  - トレーサビリティとは
- 第3章 登録事業者
  - 登録事業者になるには
  - 登録手数料について
- 第4章 指定校正機関
  - 指定校正機関とは
  - 指定校正機関になるための手続
- 第5章 国際MRA対応
  - 国際相互承認とは
  - 国際MRA対応認定事業者とは
- 第6章 その他
  - ISO9000と計量標準との関係
  - ISO9001:2015(JIS Q 9001:2015)のトレーサビリティの概要について
  - 使用中の計量器の精度確認と校正

### 第6編 事業別官庁等への申請実務等に関するQ&A

- 第1章 特定市
  - 特定市とは
  - 特定市が行う計量事務とは
  - 特定市に必要な条例、規則等
- 第2章 製造事業
  - 特定計量器の製造事業を行う場合の手続
  - 届出製造事業者が保有する設備の性能とは
  - 「定期的な校正」とは
  - 届出製造事業者の記号等の表記方法

### 第7編 その他のQ&A

- 特定計量器検定検査規則のJIS化
- OIML(国際法定計量機関)勧告R87「包装商品の内容量の改訂参考資料」
- 計量関係機関・団体一覧

# 計量実務シリーズをWEBでご覧いただけるようになりました！ 信頼ある確かな情報はそのままに、電子版で計量実務を強力にサポート！

## 計量法実務WEB

### 3書名分の内容をWEB化！

さらに

相談室……法令内容・Q&Aや事項解説の内容をもっと知りたいとき、疑問が生じた時に、信頼できる専門家に相談できます！

メールマガジン……更新情報など計量法に関する情報をお届け(年4回)

●年間利用料：33,000円+税 ※ご契約は1年単位となります。



一般社団法人  
日本計量振興協会 推薦

## 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

### 加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

====ここが魅力====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

### 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。  
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

## ホームページからのお申し込みは

第一法規

<http://www.daiichihoki.co.jp>



### 第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(615187/604017/604090) [1805]  
計量セットカタログ (60409A) 2018.7 H1

# 計量器の技術革新への対応や国際規格との整合性を 図ることが求められる今こそ、役立ちます！

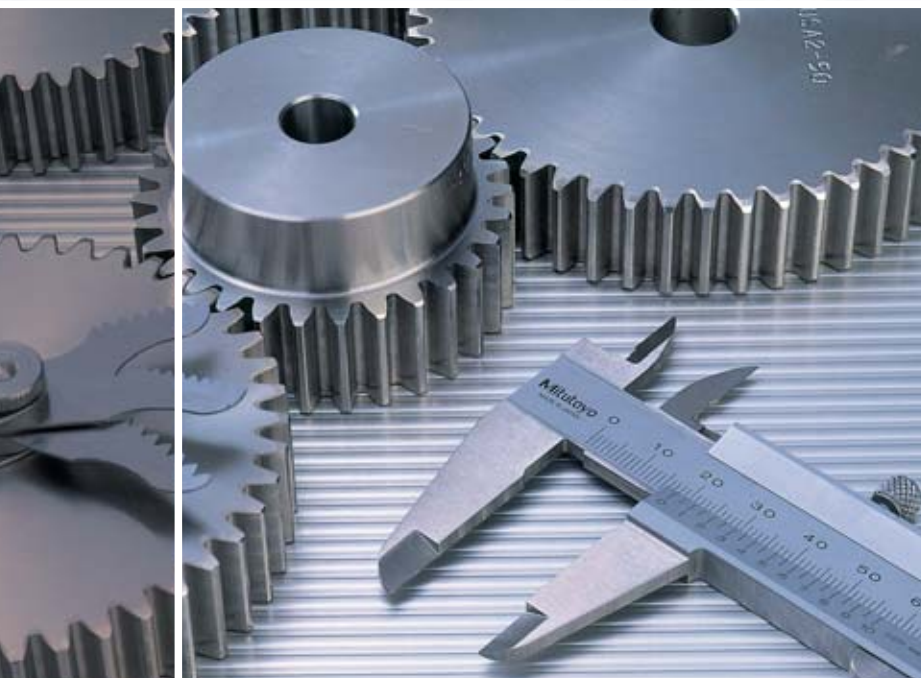
## 計量実務シリーズ

# 新版 計量関係法令例規集

法令・例規編

事項別解説編

Q&A編



■A5判・加除式・全4巻(※分売可)  
定価 本体 34,000円+税



